

第24回

定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2024年6月26日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催
場所

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
新宿アイランドタワー 35階
エン・ジャパン株式会社 セミナールーム

報告
事項

1. 第24期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第24期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類報告の件

決議
事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件



◎当日ご出席いただけない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）による議決権行使をお願い申し上げます。

なお、株主総会当日の様様をご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行います。詳細は本招集通知に記載されております「株主様向けライブ配信・質問方法のご案内」をご参照ください。

To Our Shareholders

株主の皆様へ



代表取締役社長
鈴木 孝二

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

日本国内の人材ビジネス市場においては、労働力人口の減少による人手不足問題が大きな課題となり、企業の採用需要が益々高まっております。

労働力が限られる中、多くの社会課題を解決していくためにはテクノロジーの活用に加え、人材配置の最適化が不可欠です。労働力移動によるマクロ視点の「適材適所」の実現、そして一人ひとりの活躍度の向上こそ、我々が担うべき役割だと考えています。

これは当社のパーパス「誰かのため、社会のために懸命になる人を増やし、世界をよくする～Inner Calling & Work Hard～」の実現にも繋がります。

こうした社会課題の解決に大きく貢献でき、かつ当社が独自の強みを発揮できる領域に一段と注力していくという方針のもと、2022年5月に5ヶ年の中期経営計画を策定しました。

テクノロジーの活用で、従来型の求人サイトよりも幅広い人材層の仕事探しを効率的にサポートできる「HR-Tech engage」。大きなポテンシャルを持つハイキャリア人材に、若手・ミドルそれぞれの年齢層に特化した求人サイトでアプローチし、新たな挑戦を支援する「人財プラットフォーム」。

これら2つを投資事業と位置づけ、積極的な先行投資を実施し、当初の計画を上回るペースで事業を成長させることが出来ております。

また、パーパスの実現に向けて社会的なインパクトが特に大きい人材採用「ソーシャルインパクト採用」を支援するプロジェクトにも注力しており、支援プロジェクト数は100件を超えました。今後も様々な社会課題の解決を加速させていくことを目指してまいります。

株主の皆様には今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2024年6月
エン・ジャパン株式会社
鈴木 孝二

証券コード 4849
2024年6月7日
(電子提供措置の開始日2024年6月4日)

株主各位

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
エン・ジャパン株式会社
代表取締役社長 鈴木孝二

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第24回定時株主総会招集通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://corp.en-japan.com/IR/report.html>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）に「エン・ジャパン」、又は証券コードに「4849」と入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席いただけない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいませ、後述のご案内に従って2024年6月25日（火曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2024年6月26日（水曜日）午前10時（午前9時30分 受付開始）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー 35階
エン・ジャパン株式会社 セミナールーム

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第24期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第24期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会に出席していただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項のうち、「連結計算書類の連結注記表」「計算書類の個別注記表」「連結株主資本等変動計算書」「株主資本等変動計算書」「業務の適正を確保するための体制」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した対象書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎今年度の株主総会においては、記念品・お土産の配布はいたしません。ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

9ページ以降の「株主総会参考書類」をご参照のうえ、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使方法には以下の方法がございます。

株主総会にご出席いただける場合



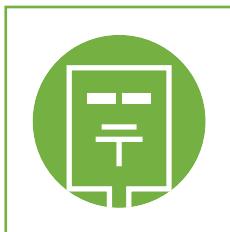
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2024年6月26日（水曜日）午前10時
（午前9時30分 受付開始）

【代理人によるご出席について】

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権をご行使いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面、代理人ご本人確認の書類が必要になります。

株主総会にご出席いただけない場合



▶ **書面による議決権行使**

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2024年6月25日（火曜日）午後6時まで



▶ **電磁的方法（インターネット等）による議決権行使**

議決権行使ウェブサイトにて議案に対する賛否を行使期限までにご入力ください。

行使期限 2024年6月25日（火曜日）午後6時まで

詳細は、次のページをご覧ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- （1）書面による議決権行使と電磁的方法による議決権行使が重複した場合は、電磁的方法によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- （2）電磁的方法による議決権行使が複数回行われた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使

行使期限

2024年6月25日（火曜日）
午後6時まで

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話等から、

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。



バーコード読取機能付のスマートフォンまたは携帯電話等を利用して左の「QRコード※」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスすることも可能です。

※ QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。



お問い合わせ

①「スマート行使」でのスマートフォン等の操作方法に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎ 0120(652)031

受付時間 9:00～21:00

② 其他のご照会

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様(特別口座の株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

☎ 0120(782)031

受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次へすすむ」をクリックしてください。

② ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。

以降は画面の案内に従って
ご入力ください。

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主様向けライブ配信・質問方法のご案内

本総会につきましては、ご出席を見合わせていただいた株主様がご自宅でも株主総会の模様をご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信（中継）を実施いたします。

また、ライブ配信を行うウェブサイトにおいて、事前質問をお受けしていますので、是非ご利用ください。

※ライブ配信並びに事前質問をご利用いただく場合は、次のページの注意事項を必ずご一読ください。

1. 配信日時

2024年6月26日（水曜日）午前10時から

2. アクセス方法

接続先：<https://web.sharely.app/login/en-japan-24>



＜必要事項＞ 株主番号、郵便番号、保有株式数

- ① 上記のURLを入力いただくか、右図の二次元コードを読み込み、ライブ配信ページにアクセスしてください。
 - ② 接続されましたら、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、画面表示に従って入力しログインしてください。
- ※ 議決権行使書を投函する前に、「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、必ずお手許にお控えください。
- ※ ご不明点に関しては、下記URLより株主様向けFAQをご参照ください。
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>
- ※ 当日のログイン方法や操作方法についてご不明の場合は、下記窓口までお問い合わせください。

なお、株主総会の議案に対するご質問や、その他株主総会の内容に関するご意見及びご質問にはお答えできません。予めご了承ください。

【バーチャル株主総会 Sharely 問い合わせ窓口】

電話番号：03-6683-7661

受付時間：2024年6月26日（水曜日）午前9時～株主総会終了時まで

3. 事前質問方法

アクセス方法

接続先：https://web.sharely.app/e/en-japan-24/pre_question



＜必要事項＞ 株主番号、郵便番号、保有株式数

- ① 上記のURLを入力いただくか、上記の二次元コードを読み込み、「事前質問受付サイト」にアクセスしてください。
 - ② 接続されましたら、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、画面表示に従って入力しログインしてください。
- ※ 議決権行使書用紙を投函する前に、「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、必ずお手許にお控えください。
質問フォームより報告事項及び決議事項に関する質問内容をご送信ください。
ご意見・ご質問等の文字数は150文字までとさせていただきます。

[事前質問受付期間] 2024年6月7日（金曜日）～ 2024年6月21日（金曜日）午後6時まで

- ※ 受付期間終了後にお送りされたご質問にはお答えできかねます。
- ※ 株主総会の進行上の都合やご質問内容により、全てのご質問にお答えできない場合があります。

注意事項

- 当日のライブ配信により、株主総会の模様をご視聴できますが、質疑応答及び決議にご参加いただくことができません。株主の皆様におかれましては、インターネットによる事前質問、議決権の行使につきましては書面又はインターネット等による事前行使をお願いいたします。議決権行使は、株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月25日（火曜日）午後6時までに行使いただきますようお願い申し上げます。
- 事前質問フォームから動議の提出はできません。動議を提出する可能性がある株主様は、本総会会場へ直接ご出席ください。
- 当日は安定した配信に努めてまいります。通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害並びに配信のタイムラグが発生する可能性があります。当社はこれら通信障害によってオンライン参加のご視聴様が被った不利益に関しては、一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- オンライン株主総会当日において、ご視聴者様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートできかねます。予めご了承ください。

- ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- 映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
- 本総会当日のライブ配信は議長及び当社役員のための撮影となっております。ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトを確認ください。
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は財務の健全性を担保したうえで、株主価値向上に資する投資及び株主還元を強化することを掲げ、中期経営計画に定めた投資先行期間である2025年3月期までの期間を、1株あたりの年間配当額 70円10銭の固定配当とする基本方針としております。

上記方針に則り、2024年3月期の配当につきましては、1株あたり70円10銭としたいと存じます。

1

配当財産の種類

金銭といたします。

2

配当財産の割当てに関する事項

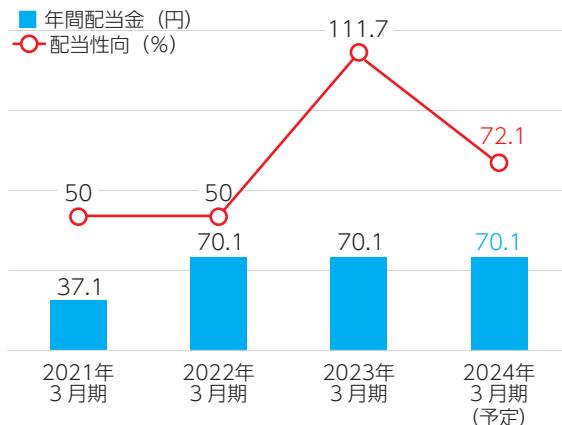
当社普通株式1株につき70.1円
総額 3,023,418,538円

3

剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月27日

(ご参考) 配当金・配当性向の推移



* 決算短信上の配当性向との差異は、J-ESOPの配当額考慮分によるものです。

具体的には、総配当額/親会社株主に帰属する当期純利益=配当性向(%)が当社設定の配当性向となります。

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（9名）が任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	再任 鈴木 孝二 すずき たか つぐ	代表取締役社長執行役員	12回／12回 (100%)
2	再任 越智 通勝 おち みち かつ	取締役会長	12回／12回 (100%)
3	再任 河合 恩 かわ い めぐみ	常務取締役執行役員	12回／12回 (100%)
4	再任 寺田 輝之 てら だ てる ゆき	取締役執行役員 デジタルプロダクト開発本部長	12回／12回 (100%)
5	再任 岩崎 拓央 いわ さき たく お	取締役執行役員 HRメディア&テクノロジー 採用支援事業部長	12回／12回 (100%)
6	再任 沼山 祥史 ぬま やま やす し	取締役執行役員 人材紹介事業部長	10回／10回 (100%)
7	再任 坂倉 亘 さか くら わたる	社外取締役 独立役員	12回／12回 (100%)
8	再任 林 有理 はやし ゆう り	社外取締役 独立役員	12回／12回 (100%)

(注) 沼山祥史氏は、2023年6月27日開催の定時株主総会において新たに取締役に就任したため、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

株主総会参考書類

候補者の選任方針

社内取締役の選任については、当社の経営理念を共創し、その実現に向け、日々注力できていることを前提として、担当分野において高度な専門性を有するのみならず、経営環境の変化に対して迅速、柔軟且つ的確に対応できる効率性の高い経営システムを推進していくにふさわしい人材を指名しております。

社外取締役の選任については、当社の経営理念に共感し、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、客観的な立場から独立性をもって経営を監視することが可能で、且つ幅広い見識をもった人材を指名しております。

決定手続

取締役候補者の指名に際しては、社外役員を主要な構成員とする任意の指名・報酬委員会の意見を踏まえ、取締役会で検討し決定しております。

社外役員の独立性判断基準

当社における社外役員の独立性の判断基準は下記と定め、以下の基準に該当した場合は、当社にとって十分な独立性が無いものと判断しております。

1. 役員本人が、現在及び過去10年間に於いて次に該当するもの
 - ①当社又は当社の子会社（以下、併せて「当社グループ」という）にて勤務経験（業務執行者（*1）であることを含む）がある者
 - ②当社の大株主（株式の10%以上の株式を保有している者）又はその者が法人であれば当該法人の業務執行者若しくは監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る）に就任していた者
2. 役員本人が、現在及び過去3年間に於いて、次に該当するもの
 - ①当社グループの主要な取引先（*2）又はその業務執行者
 - ②当社グループを主要な取引先（*3）とする者又はその業務執行者
 - ③当社グループの主要な借入先（*4）又はその業務執行者
 - ④当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（*5）
 - ⑤当社グループの会計監査人又は会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
 - ⑥当社グループから多額の寄付を得ている者（*6）又はその業務執行者
3. 役員本人の二親等以内の親族が上記1又は2に該当するもの（重要な者（*7）に限る）

*1 取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる役員又は使用人

*2 直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当該取引先に対する当社グループ売上高の合計額が当社の連結売上高の2%を超える取引先

*3 直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社グループに対する当該事業者の売上高の合計額が当該事業者の連結売上高の2%を超える事業者

*4 直近の過去3事業年度のいずれかの年度末日における当該借入先からの借入額が当社連結総資産合計の2%を超える借入先

*5 直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社グループからの報酬の合計額が1,000万円を超える者

*6 直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社グループからの寄付金の合計額が1,000万円を超える寄付先

*7 取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準じる権限を有する業務執行者を重要な者とする。

候補者
番号

1

すず き
鈴木

たか つぐ
孝二

(1971年1月3日)

再任



- 所有する当社株式の数
62,600株

■ 略歴、地位及び担当

1995年4月 株式会社日本ブレンセンター 入社
2000年1月 当社取締役
2008年6月 当社代表取締役社長
2015年4月 当社代表取締役社長執行役員
(現任)

■ 重要な兼職の状況

エンワールド・ジャパン株式会社 代表取締役会長
Navigos Group Vietnam Joint Stock Company 取締役会長
Future Focus Infotech Pvt. Ltd. 取締役
エンS X株式会社 取締役

■ 取締役候補者とした理由

鈴木孝二氏は、1995年に株式会社日本ブレンセンターに新卒入社した後、2000年の当社立上げに伴い、5年間の勤務実績と営業力、マネジメント能力を高く評価されて取締役に選任され、2008年より代表取締役として経営を担っております。その豊富な経験と実績を踏まえ、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

2

お ち
越智

みち かつ
通勝

(1951年1月18日)

再任



- 所有する当社株式の数
4,383,900株

■ 略歴、地位及び担当

1983年8月 株式会社日本ブレンセンター 設立
2000年1月 当社設立
2000年12月 当社代表取締役社長
2008年6月 当社代表取締役会長
2015年4月 当社代表取締役会長執行役員
2022年3月 当社取締役会長 (現任)

■ 重要な兼職の状況

一般財団法人エン人材教育財団 代表理事
一般社団法人CSA経営協会 代表理事

■ 取締役候補者とした理由

越智通勝氏は、1983年に株式会社日本ブレンセンターを設立後、1995年にデジタルメディア事業部を立ち上げ、インターネット求人求職情報サイトなどの運営を開始。2000年に同事業部を分離・独立させ、当社を立ち上げ、創業者として牽引してまいりました。2022年3月からは取締役会長に就任し、豊富な経験と実績を踏まえて経営を支援しております。当社の持続的な成長には、これまで長年にわたる同氏の経験と知見を活かすことが必要と判断しましたので、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 **3** ^{かわ い} **河合** ^{めぐみ} **恩** (1963年4月12日) 再任



● 所有する当社株式の数
59,000株

■ 略歴、地位及び担当

1990年1月	株式会社日本ブレンセンター 入社	2015年4月	当社取締役執行役員
2005年3月	当社取締役	2021年6月	当社常務取締役執行役員 (現任)
2013年4月	当社ブランド企画室長		

重要な兼職の状況

株式会社ゼクウ 取締役

取締役候補者とした理由

河合恩氏は、1990年に株式会社日本ブレンセンターに中途入社した後、2000年の当社立上げに伴い、10年間の勤務実績と新規サービスの開発能力を高く評価されて取締役に選任されて以後、「エン派遣」や「ミドルの転職」といった、当社を代表するWEBサービスの立ち上げを牽引してまいりました。2013年にはブランド企画室長に就任し、当社のブランド確立に大きく貢献しております。その豊富な経験と実績を踏まえ、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 **4** ^{てら だ} **寺田** ^{てる ゆき} **輝之** (1979年4月22日) 再任



● 所有する当社株式の数
11,000株

■ 略歴、地位及び担当

2002年4月	当社入社	2015年4月	当社執行役員
2013年2月	当社サイト企画部長	2021年6月	当社取締役執行役員 (現任)
2014年4月	当社デジタルプロダクト 開発本部長 (現任)		

重要な兼職の状況

Navigos Group Vietnam Joint Stock Company 取締役

取締役候補者とした理由

寺田輝之氏は、2002年に当社に新卒入社した後、中途採用支援の法人営業を経て、2014年よりWEBサイトの企画・開発、マーケティングを手掛ける現部署の本部長に就任しております。その後も「エン転職」「エンバイト」「engage」など、当社を代表する多数のWEBサービスの新規立ち上げ・リニューアルを牽引してまいりました。同氏のデジタルテクノロジーの知識と豊富な実績は当社の経営戦略立案に資すると考え、引き続き当社取締役候補者としております。

候補者
番号

5

いわ さき
岩崎たく お
拓央

(1981年2月10日)

再任



- 所有する当社株式の数
7,500株

■ 略歴、地位及び担当

2003年4月	当社入社	2021年6月	当社取締役執行役員（現任）
2011年10月	当社中途採用支援事業部 首都圏第一営業部長	2022年4月	当社engage事業部長
2016年4月	当社中途求人メディア事業部長	2024年4月	当社HRメディア&テクノロジー 採用支援事業部長（現任）
2018年4月	当社執行役員		

重要な兼職の状況

エンS X株式会社 代表取締役社長
株式会社オンリーストーリー 取締役

取締役候補者とした理由

岩崎拓央氏は、2003年に当社に新卒入社した後、中途採用支援の営業マネージャー等を経て、「エン転職」大型リニューアルを牽引、同リニューアルを成功させました。2016年に中途求人メディア事業部長に就任した後は、長年にわたり同事業全体を統括してまいりました。2021年より企業の営業変革による業績向上を支援する「エンSX」の立ち上げにも携わり、2024年には「エン転職」を含む主力事業の統合部署であるHRメディア&テクノロジー採用支援事業部長に就任し、同事業の発展に努めております。同氏の豊富な経験と実績は当社の経営戦略立案に資すると考え、引き続き当社の取締役候補者としております。

候補者
番号

6

ぬま やま
沼山やす し
祥史

(1982年11月20日)

再任



- 所有する当社株式の数
9,400株

■ 略歴、地位及び担当

2005年4月	当社入社	2018年11月	当社人材紹介事業部長
2015年3月	当社派遣会社支援事業部 営業部長	2022年4月	当社人財プラットフォーム 事業部長
2016年4月	当社派遣会社支援事業部長	2023年6月	当社取締役執行役員（現任）
2018年4月	当社執行役員	2024年4月	当社人材紹介事業部長（現任）

重要な兼職の状況

エンワールド・ジャパン株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

沼山祥史氏は、2005年に当社に新卒入社した後、2016年に派遣会社支援事業部長に就任し、「エン派遣」の成長を牽引しました。その後当社の人材紹介事業である「エンエージェント」を、入社後の活躍まで見据えたサービスに仕組化し、定着率を業界でもトップクラスまで引き上げました。2022年からは人財プラットフォーム事業部長に就任し、2024年には人材紹介事業部長に就任して、同事業の発展に努めております。同氏の豊富な経験と実績は当社の経営戦略立案に資すると考え、引き続き当社の取締役候補者としております。

候補者
番号

7

さか くら
坂倉わたる
亘

(1979年1月18日)

再任



略歴、地位及び担当

2001年4月	株式会社コーポレートディレクション入社	2013年1月	同社 Managing Director & Partner
2005年1月	株式会社ポストン・コンサルティング・グループ (BCG) 入社	2020年4月	One Capital株式会社取締役COO (現任)
		2021年6月	当社社外取締役 (現任)
		2022年10月	株式会社COTEN社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

One Capital株式会社取締役COO
株式会社COTEN社外取締役

● 所有する当社株式の数

—

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

坂倉亘氏は、世界的戦略コンサルティングファームにおいて、凡そ20年間の大企業のデジタル変革の支援実績を有するとともに、One Capital株式会社のCOOとして、日本のSaaS領域における投資、戦略に関して有数の実績及び知見を有しており、当社の経営戦略立案に貢献しております。また、指名・報酬委員会の委員を務めていただいております。また、役員を選解任及び報酬決定プロセスの透明性と公正性を高めていただいております。当社グループの持続的な成長と企業価値向上の実現に向けて、経営の監督を行っていただくために適任と判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

8

はやし
林ゆう り
有理

(1980年7月11日)

再任



略歴、地位及び担当

2003年4月	株式会社リクルート入社	2017年3月	慶應義塾大学政策・メディア研究科 後期博士課程単位取得退学
2011年1月	同社「スーモマガジン」編集長		
2015年2月	有理舎設立 (個人事業主)	2017年10月	大阪府四條畷市 副市長就任
	各種団体や企業等にて広報やまちづくり関連の事業に従事	2022年6月	当社社外取締役 (現任)

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

林有理氏は、株式会社リクルートにおける長年の勤務経験等により、マーケティング、マネジメントの知見を豊富に有しております。また、2017年に大阪府四條畷市初の女性副市長に就任し、民間での就労経験を活かした組織改革に取り組み、子育て政策、都市整備などを推進いたしました。また、指名・報酬委員会の委員を務めていただいております。また、役員を選解任及び報酬決定プロセスの透明性と公正性を高めていただいております。当社グループの持続的な成長と企業価値向上の実現に向けて、経営の監督を行っていただくために適任と判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

● 所有する当社株式の数

—

- (注) 1. 坂倉巨氏はOne Capital株式会社 取締役COOを兼務しており、当社は同社が無限責任社員として運用している投資事業組合に402百万円出資しておりますが、利益分配以外の取引は発生しません。比率につきましても、当社連結総資産の1%未満、かつ当該投資事業組合の出資総額の5%未満であります。林有理氏と当社の間で非常勤アドバイザー契約を締結した実績がありました。当該契約に係る報酬は採用企画についての助言の対価として支払われたものであります。これまで同氏に支払った対価は500万円以下であります。上記の取引は、いずれも当社の定める社外役員の独立性判断規則を満たすことから、各氏の独立性に問題はないと判断しております。鈴木孝二氏、越智通勝氏、河合恩氏、寺田輝之氏、岩崎拓央氏及び沼山 祥史氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 坂倉巨氏及び林有理氏は、社外取締役候補者であります。
3. 坂倉巨氏は現在、当社の社外取締役でありますが、その在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。林有理氏は現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 坂倉巨氏及び林有理氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。坂倉巨氏及び林有理氏が取締役に就任した場合、引き続き届け出を行う予定であります。
5. 当社定款の規定に基づき、当社は坂倉巨氏及び林有理氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額であります。各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、取締役、執行役員及び子会社役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかわる請求を受けることによって生ずる損害が填補されます。保険料は全額会社が負担しております。被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2025年1月に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況
1	再任 井垣 太介	社外取締役	12回／12回 (100%)
2	再任 石川 俊彦	社外取締役 独立役員	12回／12回 (100%)
3	新任 西川 岳志	社外取締役 独立役員	—

候補者の選任方針

監査等委員である取締役の選任については、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、会社が社会において果たすべき役割及び責任を認識し、且つ幅広い見識をもった人材を指名しております。

決定手続き

監査等委員である取締役の指名に際しては、社外取締役の意見を踏まえ、且つ監査等委員会の同意を得たうえで、代表取締役が提案した内容を取締役会で検討し決定しております。

社外役員の独立性判断基準

当社における社外役員の独立性の判断基準は下記と定め、以下の基準に該当した場合は、当社にとって十分な独立性が無いものと判断しております。

- 役員本人が、現在及び過去10年間において次に該当するもの
 - 当社又は当社の子会社（以下、併せて「当社グループ」という）にて勤務経験（業務執行者（*1）であることを含む）がある者
 - 当社の大株主（株式の10%以上の株式を保有している者）又はその者が法人であれば当該法人の業務執行者若しくは監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る）に就任していた者
- 役員本人が、現在及び過去3年間において、次に該当するもの
 - 当社グループの主要な取引先（*2）又はその業務執行者
 - 当社グループを主要な取引先（*3）とする者又はその業務執行者
 - 当社グループの主要な借入先（*4）又はその業務執行者
 - 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（*5）
 - 当社グループの会計監査人又は会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
 - 当社グループから多額の寄付を得ている者（*6）又はその業務執行者

3. 役員本人の二親等以内の親族が上記1又は2に該当するもの（重要な者（*7）に限る）

- *1 取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる役員又は使用人
- *2 直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当該取引先に対する当社グループ売上高の合計額が当社の連結売上高の2%を超える取引先
- *3 直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社グループに対する当該事業者の売上高の合計額が当該事業者の連結売上高の2%を超える事業者
- *4 直近の過去3事業年度のいずれかの年度末日における当該借入先からの借入額が当社連結総資産合計の2%を超える借入先
- *5 直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社グループからの報酬の合計額が1,000万円を超える者
- *6 直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社グループからの寄付金の合計額が1,000万円を超える寄付先
- *7 取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準じる権限を有する業務執行者を重要な者とする。

候補者
番号

1

い がき
井垣

たい すけ
太介

(1973年5月4日)

再任



● 所有する当社株式の数

—

■ 略歴、地位及び担当

2001年10月	弁護士登録 北浜法律事務所入所	2018年6月	UTグループ株式会社 社外取締役（現任）
2008年1月	米国ニューヨーク州弁護士登録		当社社外監査役
2013年6月	弁護士法人西村あさひ法律事務 所 法人社員弁護士（現任）	2020年6月	当社社外取締役
		2022年6月	当社社外取締役（監査等委員） （現任）

■ 重要な兼職の状況

弁護士法人西村あさひ法律事務所 法人社員弁護士
UTグループ株式会社 社外取締役

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

井垣太介氏は、当社の事業内容に精通しており、弁護士及び社外役員としての職務経験を活かし、俯瞰的な視点から当社取締役会において積極的な意見と提言をいただいております。また、指名・報酬委員会の委員長を務めていただいております。役員を選解任及び報酬決定プロセスの透明性と公正性を高めていただいております。当社グループの持続的な成長と企業価値向上の実現に向けて、経営の監督を行っていただくために適任と判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で、直接会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

候補者
番号

2

いし かわ
石川

とし ひこ
俊彦

(1951年9月6日)

再任



● 所有する当社株式の数
100株

■ 略歴、地位及び担当

1977年4月	昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所	2009年4月	株式会社ビジネスブレイン太田昭和 代表取締役社長
1981年3月	株式会社ビジネスブレイン昭和（現 株式会社ビジネスブレイン太田昭和）入社	2014年6月	BBS (Thailand) Co., Ltd. CEO
1990年2月	公認会計士登録	2020年6月	株式会社ビジネスブレイン太田昭和 代表取締役会長
1991年6月	株式会社ビジネスブレイン太田昭和 取締役	2021年6月	当社社外監査役
2001年6月	株式会社ファイナンシャルブレインシステムズ代表取締役社長	2022年6月	株式会社ビジネスブレイン太田昭和 取締役会長
		2022年6月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）
		2023年6月	株式会社ビジネスブレイン太田昭和 特別顧問（現任）

重要な兼職の状況

株式会社ビジネスブレイン太田昭和 特別顧問

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

石川俊彦氏は、企業経営に対して豊富な経験を持ち、かつ、公認会計士としての高い見識を有しており、当社取締役会及び監査等委員会において積極的な意見と提言をいただいております。今後も専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただけると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

にし かわ
西川

たけ し
岳志

(1971年4月27日)

新任



● 所有する当社株式の数

—

■ 略歴、地位及び担当

1994年4月	松下電器産業株式会社（現パナソニック ホールディングス株式会社）入社	2023年4月	同社取締役執行役員シニア・ヴァイス・プレジデントCFO兼DEI推進担当
2021年10月	ブルーヨンダーホールディングス株式会社 取締役（現任） ゼテス・インダストリーズ株式会社 取締役（現任）	2023年6月	同社代表取締役執行役員シニア・ヴァイス・プレジデントCFO兼DEI推進担当（現任）
2022年4月	パナソニックコネクト株式会社 取締役執行役員常務CFO兼DEI推進担当		

■ 重要な兼職の状況

パナソニックコネクト株式会社 代表取締役執行役員シニア・ヴァイス・プレジデントCFO兼DEI推進担当
ブルーヨンダーホールディングス株式会社 取締役
ゼテス・インダストリーズ株式会社 取締役

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

西川岳志氏は、パナソニック ホールディングス株式会社において30年にわたり経理を担当し、現職ではCFOに就任しており、豊富な財務・経理面での経験を有しております。アメリカ・ベルギーの子会社の取締役も兼務し、グローバルビジネスにおいても知見を有しております。大型・クロスボーダー案件を含め複数のM&Aも経験しており、その経験と知見は当社に貢献いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 井垣太介氏は所属する弁護士法人西村あさひ法律事務所の方針により独立役員の指定、届け出は行いませんが、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員の要件を全て満たしており、候補者と一般株主との間に利益相反を生じるおそれがない高い独立性を有していると判断しております。
2. 井垣太介氏が社外取締役を務めるUTグループ株式会社から、当社は採用支援費用を受け取っておりますが、一般の取引と同様の条件であり、年間取引額は同社及び当社の連結売上高の1%以下であります。西川岳志氏が代表取締役を務めるパナソニックコネクト株式会社から、当社は採用支援費用を受け取っておりますが、一般の取引と同様の条件であり、年間取引額は同社及び当社の連結売上高の1%以下であります。上記の取引は、いずれも当社の定める社外役員の独立性判断規則を満たすことから、各氏の独立性に問題はないと判断しております。
3. 井垣太介氏、石川俊彦氏及び西川岳志氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 井垣太介氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって4年、監査等委員である取締役となって2年となります。また、井垣太介氏は、過去に当社の社外監査役であり、その在任期間は2年でありました。石川俊彦氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。また、石川俊彦氏は、過去に当社の社外監査役であり、その在任期間は1年でありました。
5. 石川俊彦氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。石川俊彦氏が監査等委員である取締役に就任した場合、引き続き届け出を行う予定であります。西川岳志氏が監査等委員である取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出を行う予定であります。
6. 当社定款の規定に基づき、当社は井垣太介氏及び石川俊彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額であります。各氏の選任が承認された場合、当社は井垣太介氏及び石川俊彦氏との間で上記責任限定契約を継続し、西川岳志氏との間で取締役として上記責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は取締役、執行役員及び子会社役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかわる請求を受けることによって生ずる損害が填補されます。保険料は全額当社が負担しております。被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2025年1月に当該保険契約を更新する予定であります。

株主総会参考書類

第2号議案及び第3号議案をご承認いただいた場合の役員体制
当社の取締役が有している能力・経験は以下のとおりです。

			属性		構成状況		経験業務・知識等		
役員			独立性 当社基準○ 東証届出●	ジェンダー 男性● 女性○	取締役会 議長●	指名・ 報酬委員会 議長●	企業経営	人材 ビジネス	営業・ マーケティング
鈴木 孝二	代表取締役社長 執行役員			●	●	○	●	●	●
越智 通勝	取締役会長			●	○		●	●	●
河合 恩	常務取締役執行役員			○	○		●	●	●
寺田 輝之	取締役執行役員			●	○			●	
岩崎 拓央	取締役執行役員			●	○			●	●
沼山 祥史	取締役執行役員			●	○			●	●
坂倉 亘	独立社外取締役		●	●	○	○	●		
林 有理	独立社外取締役		●	○	○	○			●
井垣 太介	社外取締役 (監査等委員)		○	●	○	●			
石川 俊彦	独立社外取締役 (監査等委員)		●	●	○		●		
西川 岳志	独立社外取締役 (監査等委員)	新任	●	●	○		●		

(注1) 上記は、各人の有する全てのスキル・経験・能力・その他の知見や素養を表しているものではありません。

(注2) 各項目の「経験」とは、該当する業務や役職に、原則として通算3年以上従事していたものを指します。

経験業務・知識等						専門性
テクノロジー・DX	ブランド戦略	グローバルビジネス	リスク管理・法務・コンプライアンス	財務・会計・M&A	サステナビリティ・ESG	士業や業務関連性の高い資格
		●		●		
				●	●	
	●				●	
●						
●				●		
	●				●	
		●	●		●	日本国弁護士・米国NY州弁護士
●				●		公認会計士・税理士
		●		●		

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合等に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案における選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

おお つき とも ゆき
大槻 智之

(1972年4月1日)



略歴

1994年4月	大槻経営労務管理事務所 (現社会保険労務士法人大槻経営 労務管理事務所) 入所	2013年12月	株式会社オオツキM 代表取締役 (現任) OTSUKI M SINGAPORE PTE,LTD.代表取締役
2006年1月	社会保険労務士登録 同所銀座支社長	2016年7月	社会保険労務士法人大槻経営 労務管理事務所代表社員 (現任)
2011年1月	同所統括局長	2019年6月	東京都社会保険労務士会理事 (現任)

重要な兼職の状況

社会保険労務士法人大槻経営労務管理事務所 代表社員
株式会社オオツキM 代表取締役

- 所有する当社株式の数

—

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大槻智之氏は、社会保険労務士として培われた専門的知識・経験を有しており、選任された場合、当社におけるリスク管理の体制に活かしていただけると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 大槻智之氏が代表社員を務める社会保険労務士法人大槻経営労務管理事務所と当社との間に顧問契約を締結しておりますが、報酬額は年間500万円以下であります。上記の取引は、当社の定める社外役員の独立性判断規則を満たすことから、同氏の独立性に問題はないと判断しております。
2. 大槻智之氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 大槻智之氏が監査等委員である取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出を行う予定であります。
4. 大槻智之氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
5. 当社は、取締役、執行役員、子会社役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかわる請求を受けることによって生ずる損害が填補され

ます。保険料は全額会社が負担しております。被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。大槻智之氏が監査等委員である取締役になされた場合は、当該保険契約の被保険者となり、2025年1月に当該保険契約を更新する予定であります。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

(単位：百万円)

売上高		前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	増減	増減率	
投資	HR-Tech engage	3,787	7,193	3,406	89.9%	
	人財 プラットフォーム	6,214	7,091	877	14.1%	
既存	国内	求人サイト	29,264	29,396	132	0.5%
		人材紹介	10,029	9,871	△157	△1.6%
		その他	2,852	3,349	497	17.4%
	海外	16,227	11,616	△4,610	△28.4%	

HR-Tech engage

中期経営計画の基本方針に基づき、求職者獲得を目的とした広告宣伝費投資を積極的に実施し、結果、会員数は374万人（昨年対比+147万人）と大きく増加しました。会員数が増えることで利用企業も増え、総利用アカウント数は61万件、公開求人数は165万件と国内トップクラスの採用サービスとして成長を続けております。会員数と応募総数の増加により、採用企業からのengageへの期待が高まり、有料求人数が増加したことで売上高が大幅に伸びました。

これらの結果、HR-Tech engageの売上高は前期比89.9%増の7,193百万円となりました。

人財プラットフォーム

中期経営計画の基本方針に基づき、求職者獲得を目的とした広告宣伝費投資を積極的に実施した結果、会員数は382万人（昨年対比+61万人）に増加しました。AMBI・ミドルともにハイキャリア層の採用需要は継続して高く、人材紹介会社、一般企業ともに利用企業が増加したことで売上高は大きく伸長しました。

これらの結果、人財プラットフォームの売上高は前期比14.1%増の7,091百万円となりました。

国内求人サイト

エン転職は予算の大きい企業を中心に取引を強化し、新サービスのエン転職ダイレクトやengageの併売を進めた結果、顧客単価が上昇しました。派遣会社向け求人サイトでは大手派遣企業が出稿を抑えており、売上高が微減となりました。一方、フリーランスエンジニア向けの求人サイトはフリーランス需要の高まりを背景に売上増加となりました。

これらの結果、国内求人サイトの売上高は前期比0.5%増の29,396百万円となりました。

国内人材紹介

エンエージェントは採用需要の高いミドルクラスの採用決定数が増加し、売上高が伸長しました。

エンワールド・ジャパンでは昨年度減少していたコンサルタントの人員は増加したものの生産性が上がり、売上高が減少しました。

これらの結果、国内人材紹介の売上高は前期比1.6%減の9,871百万円となりました。

海外事業

インドIT派遣は米国大手IT企業の人員削減の影響を受けて売上高が減少しました。

ベトナムは国内でトップシェアである求人サイトをメイン事業としておりますが、国内の景況感悪化により売上高が減少しました。

これらの結果、海外事業の売上高は前期比28.4%減の11,616百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は67,661百万円（前期比0.1%減）、営業利益は5,161百万円（前期比21.4%増）、経常利益は5,369百万円（前期比31.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、4,196百万円（前期比55.7%増）となりました。

売上高	67,661百万円	前期比 0.1%減	↘	経常利益	5,369百万円	前期比 31.8%増	↗
営業利益	5,161百万円	前期比 21.4%増	↗	親会社株主に帰属する当期純利益	4,196百万円	前期比 55.7%増	↗

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は3,963百万円で、その主なものは次のとおりであります。

- ・サイト開発、追加改修等

③ 資金調達の状況

取引銀行1行と当座貸越契約（極度額1,000百万円）を締結しておりますが、当連結会計年度末日における借入実行残高はございません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

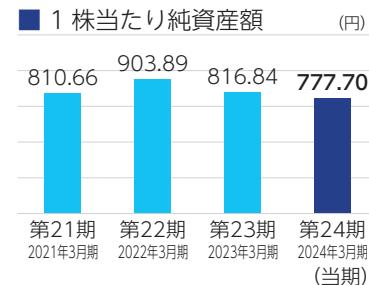
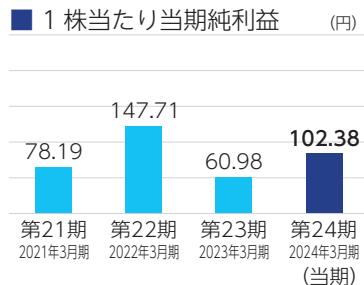
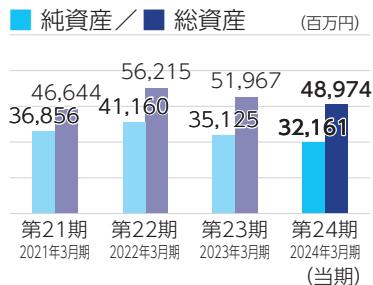
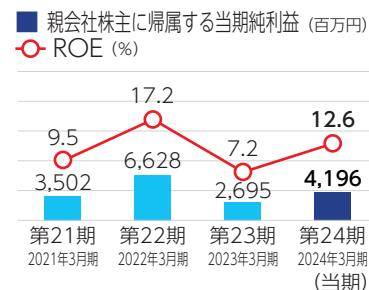
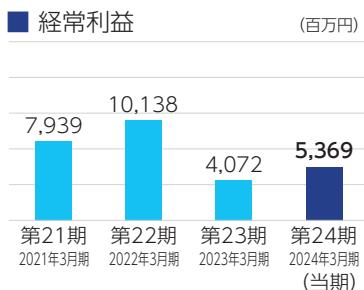
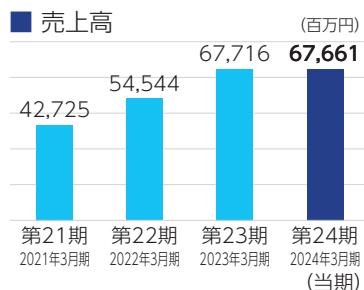
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区分	第21期	第22期	第23期	第24期 (当連結会計年度)
	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
売上高	42,725	54,544	67,716	67,661
経常利益	7,939	10,138	4,072	5,369
親会社株主に帰属する当期純利益	3,502	6,628	2,695	4,196
1株当たり当期純利益 (円)	78.19	147.71	60.98	102.38
総資産	46,644	56,215	51,967	48,974
純資産	36,856	41,160	35,125	32,161
1株当たり純資産額 (円)	810.66	903.89	816.84	777.70
ROE (%)	9.5	17.2	7.2	12.6

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
エンワールド・ ジャパン株式会社	65百万円	100.0	人材紹介、人材派遣
Navigos Group Vietnam Joint Stock Company	63,912百万VND	100.0	求人サイトの運営、人材紹介
Future Focus Infotech Pvt,Ltd.	25百万INR	99.3	IT人材派遣

- (注) 1. Navigos Group Vietnam Joint Stock Companyに対する当社の議決権比率のうち、100.0%は当社の連結子会社を通じての間接保有によるものであります。
2. Future Focus Infotech Pvt,Ltd.に対する当社の議決権比率のうち、85.8%は当社の連結子会社を通じての間接保有によるものであります。
3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループが属する国内人材ビジネス市場環境は、少子高齢化による生産年齢人口の減少や産業構造の変化等による構造的な人手不足が顕在化しており、企業の採用需要は底堅い状況にあるものと認識しております。また近年では各種法改正、企業におけるデジタル化の推進、テレワーク・フリーランスをはじめとした働き方の変化、賃上げをはじめとする諸制度の改定並びに整備などダイナミックな市場変化が起きています。それに伴い、求職者においては転職志向の変化による業界を跨いだ転職が促進され、一方、企業においては事業継続にも影響を及ぼす採用競争がより活発化し、結果的に雇用の流動性が高まると同時に二極化が進むものと考えております。

海外における人材ビジネス市場環境は、当社グループが展開しているインド、ベトナムはともに高い経済成長が見込まれており、人口が多く平均年齢も若いことから、中長期的な視点で人材ビジネスの成長期待が高いと考えております。足元では各々の国内景気悪化等の影響により、経済活動及び採用活動の縮小及び停滞がみられるものの、IT・テクノロジー分野の市場成長期待及び同分野の人材ニーズは依然として高く、オフショア開発等を含めてインド、ベトナムの成長期待は引き続き高いものとみております。

このような状況を踏まえ、当社は今後、更なる雇用の流動性の高まりに加え、求職者及び採用企業によるサービス利用の多様化とともに一層の選別が進むものと考えております。

当社はパーパス（社会における当社の存在意義）として「誰かのため、社会のために懸命になる人を増やし、世界をよくする～Inner Calling & Work Hard～」を掲げております。

その実現のために、テクノロジーを活用して質・量ともに担保された求人情報の提供による就業機会の増大を目指してまいります。

また、当社は2027年3月期を最終年度とした「中期経営計画」を推進しており、その中で「engage」「人材プラットフォーム」を投資事業と位置付け、次の事業の柱とすべく積極投資を行い、収益を大きく伸長させる方針であります。既存事業につきましても、大きな転換期を迎えている人材ビジネス市場において、プレゼンスを保ちながら一定の投資を行いつつ高収益な事業として継続させてまいります。

「engage」では、従来の求人メディアとは異なるユニークなサービスを提供しております。

企業側は、無料で自社採用ホームページ・求人情報を作成し、多彩な求人ネットワーク連携により求職者への露出を高めることができます。積極的なプロモーションによる認知度の高まりや、利便性の高さから求職者並びに利用企業数が順調に増加し、求人数では既にハローワークの正社員求人数を超える規模となっており、国内トップクラスのサービスに成長しております。今後も引き続きプロモーション投資を継続しつつ、AIなどのテクノロジーを活用するなど最適な求人情報を求職者へ提供、更なる就業機会の増大を目指してまいります。

「人材プラットフォーム」では、今後益々採用需要の増加が見込まれる専門職・管理職など、企業の成長や変革を推進する経営人材や新たなプロフェッショナル人材であるハイキャリア層をターゲットに、魅力的な求人情報を提供し、社会的インパクトの大きいポジションや成長産業への適切な労働移動の実現を目指してまいります。

(特別調査委員会からの報告書受領について)

当社は、2023年3月期の期末監査の期間中に当社の中国における連結子会社（英才網聯（北京）科技有限公司（以下「英才JV」といいます。))において不適切な会計処理が行われていた疑いが判明したため、2023年5月23日より外部の有識者2名及び独立役員である社外取締役監査等委員長からなる特別調査委員会を設置し調査を開始、2023年7月24日に調査チームから調査報告書を受領しております。

本件調査において、英才JVの総経理による関与が認められた不適切な会計処理として、2010年から2016年にわたり、英才JVの預金を私的に流用していたことが確認されました。

次に、本件調査の過程で、英才JVにおける社会保険料等が一部未納となっている可能性が発覚したため、当社が調査主体となり、特別調査委員会及び外部の専門家の協力を得て、事実関係等の調査を行った結果、当社が英才JVへ出資した2006年より、社会保険料等が一部未納となっている事実が確認されました。

上記の必要な修正は、全て2023年3月期の連結計算書類に反映いたしました。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識しており、調査報告書の提言を踏まえ、以下のとおり再発防止策を設定・実行し、適切な内部統制の整備・運用を図ってまいりました。

- ① 全ての連結子会社のコンプライアンス意識をさらに高められるような施策を検討し継続的に実施する。
- ② グローバルホットラインの仕組みを連結グループの全従業員に周知徹底する。
- ③ 内部監査室の内部監査の対象から長期間外れている連結子会社がないような内部監査計画を立案し実行する。
- ④ 連結決算財務報告プロセスの決算財務チェックリストを改善し、各勘定科目について入手すべき証憑及び当社のチェック内容を具体的に記述し、全ての連結子会社からチェックリストに沿って十分な証憑を入手し確認するよう当社管理部門の体制を整備し運用する。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業区分	主要サービス
人材サービス事業	■HR-Tech engage (採用HP作成・求人募集・採用支援ツール)
	■人財プラットフォーム (主なブランドはAMBI、ミドルの転職 等)
	■求人サイトの運営 (主なサイトは、エン転職、エン派遣、VietnamWorks 等)
	■人材紹介 (主なブランドは、en world、エン エージェント 等)
	■人材派遣 (IT派遣のFuture Focus Infotech、エンワールド・ジャパンの一部でスペシャリスト派遣)
	■人材活躍支援・その他 (人材活躍支援サービスのエンカレッジ、採用管理システムのゼクウ 等)

(6) 主要な営業所 (2024年3月31日現在)

① 当社

本社：東京都新宿区

支社：大阪、名古屋、横浜、福岡、その他

② 子会社

エンワールド・ジャパン株式会社

(本社：東京都中央区)

Navigos Group Vietnam Joint Stock Company

(本社：ベトナム社会主義共和国ホーチミン市)

Future Focus Infotech Pvt,Ltd.

(本社：インド共和国チェンナイ市)

(7) 使用人の状況（2024年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
3,317名	63名減

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時従業員（パートタイマー）492名は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,135名	287名増	30歳7ヶ月	4年3ヶ月

(注) 使用人数は就業人員であり、他社への出向者28名及び臨時従業員（パートタイマー）492名は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2024年3月31日現在）

該当事項はありません。

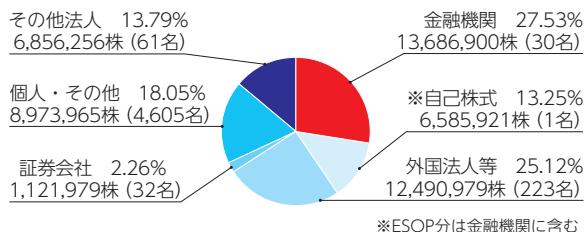
(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況(2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 187,200,000株
 ② 発行済株式の総数 40,832,279株
 (自己株式8,883,721株を除く)
 ③ 株 主 数 4,952名
 ④ 大 株 主



株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,732,500	14.04
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4,510,100	11.05
越 智 通 勝	4,383,900	10.74
一般財団法人エン人材教育財団	3,060,000	7.49
有限会社えん企画	2,184,800	5.35
有限会社エムオー総研	1,487,000	3.64
越 智 明 之	1,475,200	3.61
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	759,700	1.86
JP MORGAN CHASE BANK 385839	577,724	1.41
HOST-PLUS PTY LTD-HOSTPLUS POOLED SUPER ANNUATION TRUST-PARADICE GLOBAL SMALL CAPS	544,300	1.33

(注) 1. 第1順位の当社所有の自己株式6,585,921株と、第6順位の株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) 保有の当社株式2,297,800株は、上記から除いております。

2. 持株比率は自己株式 (8,883,721株) を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

2015年5月29日開催の取締役会決議による新株予約権

区分	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）
新株予約権の払込金額	払込を要しない
新株予約権の行使価額	1個につき200円
新株予約権の行使期間	2015年7月1日から 2033年6月30日まで
新株予約権の行使条件	割当日の翌日から3年を経過した日、又は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。
保有者数	6名
新株予約権の数	285個
目的となる株式の種類及び数	普通株式57,000株

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株としております。

2. 割当契約書により、行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。

行使期間：2020年7月1日から2033年6月30日

行使条件：① 新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は使用人であることを要する。ただし、当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は使用人になった場合は、権利行使を認める。

② 新株予約権者が個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。

③ なお、上記①及び②の条件の詳細及びその他の条件は、割当契約書に定めるところによる。

2016年7月22日開催の取締役会決議による新株予約権

区分	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）
新株予約権の払込金額	払込を要しない
新株予約権の行使価額	1個につき200円
新株予約権の行使期間	2016年9月1日から 2033年6月30日まで
新株予約権の行使条件	割当日の翌日から3年を経過した日、又は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。
保有者数	2名
新株予約権の数	15個
目的となる株式の種類及び数	普通株式3,000株

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株としております。

2. 割当契約書により、行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。

行使期間：2021年7月1日から2033年6月30日

行使条件：① 新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は使用人であることを要する。ただし、当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は使用人になった場合は、権利行使を認める。

② 新株予約権者が個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。

③ なお、上記①及び②の条件の詳細及びその他の条件は、割当契約書に定めるところによる。

2022年6月28日開催の取締役会決議による新株予約権

区分	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）
新株予約権の払込金額	払込を要しない
新株予約権の行使価額	1個につき100円
新株予約権の行使期間	2022年7月14日から 2037年7月13日まで
新株予約権の行使条件	当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあることを条件として、新株予約権を行使することができる。
保有者数	6名
新株予約権の数	1,804個
目的となる株式の種類及び数	普通株式180,400株

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株としております。

2. 割当契約書により、行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。

行使期間：2027年7月14日から2037年7月13日

行使条件：① 新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は使用人であることを要する。ただし、当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は使用人になった場合は、権利行使を認める。

② 新株予約権者が個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。

③ なお、上記①及び②の条件の詳細及びその他の条件は、割当契約書に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

2023年6月27日開催の取締役会決議による新株予約権

区分	当社使用人		
新株予約権の数	2,496個		
目的となる株式の種類及び数	普通株式249,600株		
新株予約権の払込金額	払込を要しない		
新株予約権の行使価額	1個につき100円		
新株予約権の行使期間	2023年7月14日から 2037年7月13日まで		
新株予約権の行使条件	当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあることを条件として、新株予約権を行使することができる。		
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数	2,496個
		目的となる株式数	249,600株
		交付者数	87名

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株としております。

2. 割当契約書により、行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。

行使期間：2027年7月14日から2037年7月13日

行使条件：① 新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は使用人であることを要する。ただし、当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は使用人になった場合は、権利行使を認める。

② 新株予約権者が個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。

③ なお、上記①及び②の条件の詳細及びその他の条件は、割当契約書に定めるところによる。

③ その他新株予約権等に関する重要事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役の状況（2024年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木孝二	執行役員 エンワールド・ジャパン株式会社 代表取締役会長 Navigos Group Vietnam Joint Stock Company 取締役会長 Future Focus Infotech Pvt. Ltd. 取締役
取締役会長	越智通勝	一般財団法人エン人材教育財団 代表理事 一般社団法人CSA経営協会 代表理事
常務取締役	河合恩	執行役員 ブランド企画室長 株式会社ゼクウ 取締役
取締役	寺田輝之	執行役員 デジタルプロダクト開発本部長 Navigos Group Vietnam Joint Stock Company 取締役
取締役	岩崎拓央	執行役員 engage事業部長 株式会社オンリーストーリー 取締役
取締役	沼山祥史	執行役員 人財プラットフォーム事業部長 エンワールド・ジャパン株式会社 取締役
取締役 社外取締役 独立役員	村上佳代	Kazu&Company合同会社 代表社員 一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センター アドバイザーフェロー 株式会社三陽商会 社外取締役
取締役 社外取締役 独立役員	坂倉巨	One Capital株式会社 取締役COO 株式会社COTEN 社外取締役
取締役 社外取締役 独立役員	林有理	
取締役（監査等委員） 社外取締役	井垣太介	弁護士法人西村あさひ法律事務所 法人社員弁護士 UTグループ株式会社 社外取締役
取締役（監査等委員） 社外取締役 独立役員	大谷直樹	株式会社マイスターエンジニアリング 社外取締役 JPインベストメント株式会社 執行役員バイアウト投資部長
取締役（監査等委員） 社外取締役 独立役員	石川俊彦	株式会社ビジネスブレイン太田昭和 特別顧問

事業報告

- (注) 1. 取締役の村上佳代氏、坂倉巨氏、林有理氏、井垣太介氏、大谷直樹氏及び石川俊彦氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員会が主体となり内部監査担当者を通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 監査等委員の石川俊彦氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は東京証券取引所に対して、取締役の村上佳代氏、坂倉巨氏、林有理氏、大谷直樹氏及び石川俊彦氏を独立役員として届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき同第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令に定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、執行役員及び子会社役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害が填補されます。保険料は全額当社が負担しております。なお、被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約で填補されないことにより、取締役等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

④ 当事業年度に係る取締役の報酬等

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように、株主利益と連動した取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という）を決議しております。

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、基本報酬、業績連動報酬（賞与）、中長期的な業績連動報酬としての株式報酬型ストックオプションによって構成され、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で支給しております。取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬に関しては、社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会が確認・検証を行っており、その答申結果を踏まえ、取締役会により決定しております。

基本報酬は、役位、職責に応じて各人毎に固定額が定められています。

賞与は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象とする金銭報酬であり、連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益の3指標を用いて、役位、職責に応じて定められた基準額に各指標の評価ウエイト及び目標の達成率に応じた支給率を乗じて各人毎に算出されます。

株式報酬型ストックオプションについても、賞与と同様、連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益の3指標を用いて、役位、職責に応じて定められた基準額に各指標の評価ウエイト及び目標の達成率に応じた支給率を乗じて各人毎に算出されます。

ロ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、2022年6月28日開催の株主総会で報酬限度額を報酬年間総額300百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）と決議しております。当該報酬額に株式報酬型ストックオプション及び使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。当該株主総会終結時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち社外取締役は3名）です。

また別枠で、2022年6月28日開催の株主総会でストックオプション報酬額として年額500百万円以内（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役3名）です。

監査等委員である取締役の報酬は、経営に対する独立性・客観性を重視する観点から定期同額給与（基本報酬）のみで構成され、指名・報酬委員会の答申を踏まえた報酬枠の中から、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

監査等委員である取締役の報酬は、2022年6月28日開催の株主総会で報酬限度額を報酬年間総額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役3名）です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

二. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容につきましては、上記株主総会での報酬限度額と決定方針に則り、代表取締役社長執行役員鈴木孝二氏が中心となり取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の固定報酬額及び業績連動報酬の原案を作成後、社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会に諮問し答申を得ており、当該答申の内容を踏まえて報酬額を決定しているため、取締役会は当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ホ. 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の 員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等		
			賞与	株式報酬 (非金銭報酬等)	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	244 (14)	169 (14)	38 (-)	35 (-)	9 (3)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	15 (15)	15 (15)	- (-)	- (-)	3 (3)

(注) 1. 業績連動報酬等（株式報酬）は取締役（社外取締役を除く）に対して、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。

2. 業績連動報酬等（賞与）に係る業績指標は、連結売上高、連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益としており、その実績は連結売上高67,661百万

事業報告

円、連結営業利益5,161百万円、親会社株主に帰属する当期純利益4,196百万円であります。当社の業績連動報酬等（賞与）は、各事業年度の業績指標の目標値に対する達成度合いに応じて算出しております。上記業績指標を選定した理由は、取締役の短期的インセンティブのため、取締役の報酬と当社の短期的な業績の向上との間に連動性を設けるにあたり、適切な指標であると判断したためであります。

- 業績連動報酬等（株式報酬）に係る業績指標は、連結売上高、連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益としており、その実績は連結売上高67,661百万円、連結営業利益5,161百万円、親会社株主に帰属する当期純利益4,196百万円であります。当社の業績連動報酬等（株式報酬）は、各事業年度の業績指標の目標値に対する達成度合いに応じて算出しております。上記業績指標を選定した理由は、株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、適切な指標であると判断したためであります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況	取締役会及び監査等委員会における発言の状況
社外 取締役	村上佳代	10回／12回 (83.3%)	—	取締役村上佳代氏は、WEB、デジタルマーケティング及びDXに関連した豊富な経験と女性ならではの視点から、当社に経営上有用な指摘・意見を述べております。
	坂倉 亘	12回／12回 (100%)	—	取締役坂倉亘氏は、デジタル変革、日本のSaaS領域における投資、戦略に関しての豊富な経験と幅広い見地から、当社に経営上有用な指摘・意見を述べております。
	林 有理	12回／12回 (100%)	—	取締役林有理氏は、民間企業でのマーケティング、マネジメントの豊富な経験に加え、大阪府四条畷市の副市長として、組織改革、子育て政策、都市整備などを推進してきた豊富な経験と見地から、当社に経営上有用な指摘・意見を述べております。
社外 取締役 (監査等委員)	井垣 太介	12回／12回 (100%)	8回／8回 (100%)	取締役（監査等委員）井垣太介氏は、主に弁護士としての専門的見地から、当社に経営上有用な指摘・意見を述べております。
	大谷 直樹	12回／12回 (100%)	8回／8回 (100%)	取締役（監査等委員）大谷直樹氏は、企業経営やPE投資に対して豊富な経験と弁護士としての専門的見地から、当社に経営上有用な指摘・意見を述べております。
	石川 俊彦	12回／12回 (100%)	8回／8回 (100%)	取締役（監査等委員）石川俊彦氏は、企業経営や公認会計士として高い見識を有しており、専門的見地から、当社に経営上有用な指摘・意見を述べております。

ロ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役村上佳代氏は、取締役会及び経営会議においてWEB、デジタルマーケティング及びDXに関連した豊富な経験と女性ならではの視点から当社に経営上有用な指摘・意見を述べているほか、指名・報酬委員会の委員を務めており、役員の選解任及び報酬決定プロセスの透明性と公正性を高めております。

取締役坂倉亘氏は、取締役会及び経営会議においてデジタル変革、日本のSaaS領域における投資、戦略に関しての豊富な経験と幅広い見地から、当社に経営上有用な指摘・意見を述べているほか、指名・報酬委員会の委員を務めており、役員の選解任及び報酬決定プロセスの透明性と公正性を高めております。

事業報告

取締役林有理氏は、取締役会及び経営会議において民間企業でのマーケティング、マネジメントの豊富な経験に加え、大阪府四条畷市の副市長として、組織改革、子育て政策、都市整備などを推進してきた豊富な経験と女性ならではの視点から当社に経営上有用な指摘・意見を述べているほか、指名・報酬委員会の委員を務めており、役員の選解任及び報酬決定プロセスの透明性と公正性を高めております。

取締役（監査等委員）井垣太介氏は、取締役会において主に弁護士としての専門的見地から当社に経営上有用な指摘・意見を述べているほか、指名・報酬委員会の委員長を務めており、役員の選解任及び報酬決定プロセスの透明性と公正性を高めております。

取締役（監査等委員）大谷直樹氏は、企業経営やPE投資に対して豊富な経験と弁護士としての専門的見地から、当社に経営上有用な指摘・意見を述べております。

取締役（監査等委員）石川俊彦氏は、企業経営や公認会計士として高い見識を有しており、専門的見地から、当社に経営上有用な指摘・意見を述べております。

八、重要な兼職先と当社との関係

取締役村上佳代氏は、Kazu&Company合同会社代表社員、一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センターアドバイザーフェロー及び株式会社三陽商社外取締役を兼職しております。当社と当該法人との間には、特別な利害関係はありません。

取締役坂倉巨氏は、One Capital株式会社取締役COO及び株式会社COTEN社外取締役を兼職しております。当社はOne Capital株式会社が無限責任社員として運用している投資事業組合に402百万円出資しておりますが、利益分配以外の取引は発生しません。比率につきましても、当社連結総資産の1%未満、かつ当該投資事業組合の出資総額の5%未満であるため、独立性に問題はないと判断しております。その他記載すべき利害関係はありません。また、当社と株式会社COTENとの間には、特別な利害関係はありません。

取締役（監査等委員）井垣太介氏は、弁護士法人西村あさひ法律事務所法人社員弁護士及びUTグループ株式会社社外取締役を兼職しております。当社はUTグループ株式会社から採用支援費用を受け取っておりますが、一般の取引と同様の条件であり、年間取引額は同社及び当社の連結売上高の1%以下であるため、独立性に問題はないと判断しております。その他記載すべき利害関係はありません。

取締役（監査等委員）大谷直樹氏は、株式会社マイスターエンジニアリング社外取締役及びJPインベストメント株式会社執行役員バイアウト投資部長を兼職しております。当社とこれらの法人との間には、特別な利害関係はありません。

取締役（監査等委員）石川俊彦氏は、株式会社ビジネスブレイン太田昭和特別顧問を兼職しております。当社と当該法人との間には、特別な利害関係はありません。

(4) 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

② 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	109百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	109百万円

(注) 1. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

2. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な障壁が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

【内部統制システムに関する基本的な考え方、その整備状況及び運用状況】

① 基本的考え方

当社は、その事業を通じて、株主やクライアント等様々なステークホルダーをはじめ、広く社会に役立つ存在でありたいと考えております。そのために、当社グループ全体として経営環境の変化に対応できる組織体制を構築することを重要な施策と位置付けており、当社グループの健全な成長のため、コーポレート・ガバナンスの強化と充実を図り、公正な経営システム作りに取り組んでおります。

また、役職員の倫理観・誠実さを高めることは、様々なステークホルダーの真の信頼を得るうえで、基本的な前提となると考えております。当社の経営理念の一つに、社会に対して正しいことを行い、社会に役立つ存在たることが当社の存在意義であることを謳った「社会正義性」があります。今後もこの理念・考え方を役職員の行動の支柱に据えて、コンプライアンスに関する教育の徹底等内部管理体制の更なる整備を進め、これを適正に機能させることによって、健全な経営を確保してまいります。

② 整備の状況

イ. 当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定時取締役会を毎月1回開催しており、必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、機動的に当社グループの重要事項を審議し、意思決定を行える体制を整備しております。また、取締役会は、取締役の職務の執行を監督する機関と位置付け、業務の適正を確保しております。取締役会は経営計画を達成するための具体的な施策を立案・推進し、目標達成状況と阻害要因を把握し、対応策を講じております。また、監査等委員会においても原則毎月1回開催しており、必要に応じ臨時監査等委員会を開催し、監査等委員会において定められた監査の方針及び業務分担に従い、法令及び定款に定められた事項並びに重要な監査業務について協議するとともに、監査体制の充実に努めております。

ロ. 当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社のコンプライアンス統括部門は、当社グループ全体のコンプライアンス体制を整備し、コンプライアンス活動を横断的に推進する業務を担っております。コンプライアンス統括部門がグループ各社と連携して、担当地域内のコンプライアンス体制を整備し、法令・社内規則等の遵守をはじめとするコンプライアンス活動を推進しております。

内部監査担当部門は、代表取締役社長直轄である内部監査室が担当しており、内部統制に係るコンプライアンスの状況の監視に努めております。また、内部監査を定期的実施しており、その結果については、監査等委員会と積極的に情報交換を行うなど連携を図っております。なお、内部監査報告書については、内部監査室長から代表取締役社長へ提出されております。

内部通報制度としては、「公益通報の取扱いに関する規則」により、使用人はコンプライアンス上、疑義ある行為を認識した場合には社内専用窓口へ通報し、また、会社は当該通報者を保護する体制を構築しております。

ハ. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文章（電磁的方法により記録したものを含む。）の保存期間、管理の方法その他についての規程を策定し、当該規程に従い情報を適切に保存及び管理しております。

ニ. 当社及び当社グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

日々の業務遂行に係るリスクについては、当社グループの各部門責任者が一括してこれを予測して計測するとともに、予防に努めております。また、各事業部門に係るリスクについては、取締役会又は代表取締役社長に報告され迅速かつ適切な措置を講じております。

有事においては、代表取締役社長を責任者とする対策本部を設置し、顧問弁護士等の専門家と連携し、迅速な対応により、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を構築いたします。

ホ. 当社及び当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社及び関連会社（以下、「関係会社」という）の管理は、当社「関係会社管理規程」に従い、管理部門が総括管理し、各関係部門が連携して行っております。同規程に基づき、一定の事項については当社の取締役会決議を求め、又は取締役会及び関係部門への報告を義務付けております。

内部監査室及び内部監査委員会は当社における内部監査と同様に、主要な関係会社に対しても内部監査を行い、また、関係会社の内部統制システムの整備状況の監査に協力し、その監査結果を踏まえて改善を促しております。

ハ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の求めにより、監査等委員会の職務を補助すべき使用人が要請された場合は、取締役は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として適切な人材を配置します。この者は、監査等委員会の指示のもと、自らあるいは関連部門と連携して、監査対象の調査・分析・報告を行い、必要に応じて監査等委員会を補佐して実査を行います。

ト. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人につき、人事評価・人事異動・懲戒処分に処する場合には、人事担当責任者は事前に監査等委員会に報告するとともに、必要がある場合には、監査等委員会の承認を得るものとします。

また、当該使用人に対する指揮命令は監査等委員会が行います。

チ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び報告をした者がそれを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人は、法令に定める事項や全社的に重大な影響を及ぼす事項に加え、監査等委員会の求めに応じて、内部監査の実施状況、個人情報の保護管理状況及びその内容等を速やかに報告しております。

また、当社は役員・使用人に対して、会社の方針、事業活動等が法令・規則又は社内規則・方針に違反している（若しくは違反のおそれがある）と確信する場合、その旨を速やかに報告することを奨励しております。

監査等委員会に対する報告であるか否かにかかわらず、当社はかかる報告を行った者を公正に取り扱い、一切の報復措置を許容しない体制を構築し、維持しております。

リ. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する体制

当社は、監査等委員が、その職務の執行について生じる費用の前払又は償還等を請求したときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

事業報告

又、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会の職務の執行にあたり、監査等委員会が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携が図れる環境を提供しております。

③ 運用の状況

当社では、「業務の適正を確保するための体制」に基づき、社内体制を整備するとともに、適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

イ. 取締役の職務の執行について

当社及び当社グループの取締役の職務執行については、社内規程に則り執行されており、コンプライアンスやリスク管理に対応しております。また、取締役会においては、重要な意思決定、職務執行の状況報告等について活発な意見交換が行われ、監督がなされており、実効性が確保されております。なお、取締役会の資料及び議事録は、適切に保管されております。

ロ. リスク管理体制について

当社のリスク管理体制は、日々の業務遂行に係るリスクについては、各部門責任者が一括してこれを予測して計測するとともに、予防に努めております。また各事業部門に係るリスクについては、取締役会又は代表取締役社長に報告され、迅速かつ適切な措置を講じております。

有事においては、代表取締役社長を責任者とする対策本部を設置し、顧問弁護士等の専門家と連携し、迅速な対応により、損害の拡大を防止し、これを最小限に留める体制を構築しております。

ハ. 内部監査の実施について

内部監査室を設置しており、当社内の各部門が、法令、定款、規程その他社会規範等に則した適切な業務運営がなされているか、書類の閲覧及びヒアリング等を通じて監査を行っております。内部監査室長は、これらの監査結果について、代表取締役社長及び監査等委員会に対して報告を行っております。

ニ. 監査等委員会の職務の執行について

監査等委員会を開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査部門との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備及び運用状況を確認しております。

【反社会的勢力排除に向けた基本方針】

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に影響を与える反社会的勢力に対しては、警察等関連機関と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応することを基本方針とし、役員・社員に周知徹底を図っております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針は定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しており、比率は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

項目	金額	項目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	31,060	流動負債	14,129
現金及び預金	21,768	買掛金	841
受取手形、売掛金及び契約資産	6,017	リース債務	143
有価証券	2,000	未払金	4,117
貯蔵品	23	未払法人税等	1,302
その他	1,542	賞与引当金	1,149
貸倒引当金	△292	役員賞与引当金	38
固定資産	17,914	前受金	4,768
有形固定資産	1,019	その他	1,767
建物	176	固定負債	2,683
器具及び備品	110	退職給付に係る負債	187
リース資産	732	リース債務	619
建設仮勘定	0	繰延税金負債	87
無形固定資産	9,357	株式給付引当金	535
ソフトウェア	6,617	資産除去債務	208
のれん	1,847	長期未払金	1,045
その他	892	負債合計	16,813
投資その他の資産	7,537	純資産の部	
投資有価証券	3,621	株主資本	30,388
長期貸付金	925	資本金	1,194
繰延税金資産	991	資本剰余金	489
関係会社株式	562	利益剰余金	43,696
その他	1,899	自己株式	△14,993
貸倒引当金	△461	その他の包括利益累計額	1,367
資産合計	48,974	その他有価証券評価差額金	247
		為替換算調整勘定	1,119
		新株予約権	395
		非支配株主持分	10
		純資産合計	32,161
		負債純資産合計	48,974

連結損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	金	額
売上高		67,661
売上原価		13,705
売上総利益		53,955
販売費及び一般管理費		48,794
営業利益		5,161
営業外収益		559
営業外費用		351
経常利益		5,369
特別利益		
事業譲渡益	803	
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	67	
関係会社株式売却益	111	983
特別損失		
特別調査費用	295	
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	81	
投資有価証券評価損	54	432
税金等調整前当期純利益		5,919
法人税、住民税及び事業税	1,623	
法人税等調整額	47	1,670
当期純利益		4,249
非支配株主に帰属する当期純利益		52
親会社株主に帰属する当期純利益		4,196

連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,194	898	42,529	△10,880	33,742
当期変動額					
剰余金の配当			△3,143		△3,143
親会社株主に帰属する当期純利益			4,196		4,196
自己株式の取得				△4,130	△4,130
自己株式の処分		0		17	18
連結範囲の変動			26		26
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△409			△409
持分法の適用範囲の変動			87		87
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					—
当期変動額合計	—	△408	1,167	△4,112	△3,354
当期末残高	1,194	489	43,696	△14,993	30,388

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額			
当期首残高	140	853	993	213	175	35,125
当期変動額						
剰余金の配当						△3,143
親会社株主に帰属する当期純利益						4,196
自己株式の取得						△4,130
自己株式の処分						18
連結範囲の変動						26
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△409
持分法の適用範囲の変動						87
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	107	266	373	181	△165	389
当期変動額合計	107	266	373	181	△165	△2,964
当期末残高	247	1,119	1,367	395	10	32,161

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 11社

連結子会社の名称

エンワールド・ジャパン株式会社

en-Asia Holdings Ltd.

Navigos Group, Ltd.

Navigos Group Vietnam Joint Stock Company

Nhan Luc Viet Development&Education Company Limited

New Era India Consultancy Pvt, Ltd.

Future Focus Infotech Pvt, Ltd.

Future Focus Infotech FZE

Focus America INC

株式会社ゼクウ

株式会社Brocante

従来、連結子会社であった英才網聯（北京）科技有限公司は、全持分を譲渡したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

株式会社Insight Tech 他6社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 1社

株式会社Hajimari

なお、株式会社Hajimariについては、株式を追加取得したことから、当連結会計年度

より持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

株式会社Insight Tech 他7社

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

ロ その他有価証券

市場価格のない株式等 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純以外のもの 資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | | | |
|----|----|--------|--------|
| 建 | 物 | 8年～25年 | |
| 器具 | 及び | 備品 | 2年～20年 |
- また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
- ② 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用）は、性質に応じて利用可能期間を5年と見込んでおります。
- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- ④ 株式給付引当金 株式給付規則に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① HR Tech engage

HR-Tech engageは、主に自社採用ホームページ制作等の無償サービスの提供に付随した採用支援ツールの利用により、顧客から利用料を得ております。採用支援ツールの利用については、契約に基づき当ツールの利用頻度に応じて請求をするものであるため、利用された時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

② 人財プラットフォーム

人財プラットフォームは、社員の中途採用の需要がある顧客に対して、当社グループが運営する求人サイトを利用して転職希望者を紹介する人材紹介サービスを提供することにより、顧客から紹介料を得ております。顧客への人材紹介については、転職希望者の入社を成立させる成果報酬型のサービスを提供するものであるため、転職希望者が入社をした時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

③ 国内求人サイト

国内求人サイトは、正社員・派遣社員等の採用需要がある顧客に対して、当社グループが運営する求人サイトへの広告掲載サービスを提供することにより、顧客から広告掲載料を得ております。求人サイトへの広告掲載については、契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、当該契約期間で按分して収益を認識しております。

④ 国内人材紹介

国内人材紹介は、社員の中途採用の需要がある顧客に対して、キャリアパートナーが転職希望者を紹介する人材紹介サービスを提供することにより、顧客から紹介料を得ております。顧客への人材紹介については、転職希望者の入社を成立させる成果報酬型のサービスを提供するものであるため、転職希望者が入社をした時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

連結計算書類

⑤ 海外事業

海外事業は、ベトナム・インドを中心に、求人サイトの運営や人材紹介サービスの提供、人材派遣サービスの提供をしております。人材派遣については、専門職等の人材需要がある顧客に対して、人材の派遣をすることにより、顧客から派遣手数料を得ております。派遣サービスについては、契約に基づき労働力を提供するものであるため、派遣社員による労働力の提供に応じて履行義務が充足されると判断し、派遣期間の稼働実績に応じて収益を認識しております。なお、求人サイトの運営及び人材紹介サービスの提供に係る主な履行義務の内容等は③及び④と同様であります。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間で均等償却しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した会計上の見積りによる金額のうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

固定資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

資産グループ	当連結会計年度
人財プラットフォーム事業の有形固定資産及び無形固定資産	763

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 金額の算出方法

当社グループは、主に継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮してグルーピングを行っております。当連結会計年度において、人財プラットフォーム事業の資産グループについて、減損の兆候があると判断いたしました。減損損失の認識の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識しておりません。

② 主要な仮定

固定資産の減損損失の認識の判定にあたり、資産グループの継続的使用によって生じる将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会が承認した事業計画をもとに作成しており、事業計画における主要な仮定は紹介単価及び紹介件数、広告宣伝費と考えております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

事業計画に含まれる主要な仮定は見積りの不確実性が高く、これらの主要な仮定に変更が生じた場合には、当初見込んでいた収益が得られず、翌連結会計年度における固定資産の評価に重要な影響を与える可能性があります。

連結計算書類

(連結貸借対照表に関する注記)

※ 1. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (2024年3月31日)
受取手形	一百万円
売掛金	5,975 //
契約資産	42 //

※ 2. 前受金のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (2024年3月31日)
契約負債	4,768百万円

※ 3. 有形固定資産の減価償却累計額 1,595百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	49,716,000株	－株	－株	49,716,000株
合計	49,716,000株	－株	－株	49,716,000株
自己株式				
普通株式	7,190,949株	1,717,372株	24,600株	8,883,721株
合計	7,190,949株	1,717,372株	24,600株	8,883,721株

- (注) 1. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、信託が保有する自社の株式が、それぞれ2,320,000株、2,297,800株含まれております。
2. 自己株式の増加は、取締役会決議に代わる書面決議に基づく自己株式の取得による増加及び単元未満株式の買取りによるものであります。
3. 自己株式の減少24,600株は、ストック・オプションの行使による減少2,400株及び株式給付規則に基づく株式給付信託が保有する株式の給付22,200株によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの 配当額	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,143百万円	70.1円	2023年3月31日	2023年6月28日

- (注) 2023年6月27日定時株主総会による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金162百万円が含まれております。

連結計算書類

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たりの配当額	基 準 日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,023百万円	70.1円	2024年3月31日	2024年6月27日

(注) 2024年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金161百万円が含まれております。

- (3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- | | |
|---------|---------|
| 普 通 株 式 | 71,800株 |
|---------|---------|

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用につきましては、余裕資金をもって行い、主に相当期間内に換金可能で安全性の高い金融商品により運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金及び預金の中に含まれている外貨預金は、為替の変動リスクに晒されておりますが、定期的な為替相場を把握し、為替の変動リスクを管理しております。

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとの期日管理及び残高管理等の方法により管理するとともに、回収遅延債権については毎月の回収会議で報告され個別に対応する体制としております。

有価証券は、主に合同運用の金銭信託及び債券であり、流動性リスクと発行体の信用リスクに晒されておりますが、短期間、安全性の高い格付のものに限定することにより、リスクを僅少化しております。

投資有価証券のうち、株式及び投資事業有限責任組合等への出資は、発行体や投資先企業の事業リスク、市場価格の変動リスクに晒されており、一部の外貨建投資事業組合は為替の変動リスクにも晒されております。これらについては、定期的に発行体や投資事業有限責任組合等の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直す等の方法により管理しております。

満期保有目的の債券は、資金運用管理規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

さらに、外貨建債券及び外国投資信託については、発行体や投資先企業の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに加え、為替の変動リスクにも晒されております。これらについては、発行体や投資先を安全性の高い金融機関を中心とし、時価や発行体の格付の変化、為替動向等の金融情勢を継続的に確認することにより管理しております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰り計画を作成することにより管理しております。

連結計算書類

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,000	1,015	15
その他有価証券	2,000	2,000	—
資産計	3,000	3,015	15

- (※1) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (※2) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は2,140百万円であります。
- (※3) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	480
関係会社株式	562

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
その他	－	2,000	－	2,000
資産計	－	2,000	－	2,000

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	－	－	1,015	1,015
資産計	－	－	1,015	1,015

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債及び合同運用指定金銭信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しており、取引金融機関から提示された価格はレベル3に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

売上高	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
HR-Tech engage	7,193
人財プラットフォーム	7,091
国内	42,618
海外	11,616
調整額	△858
外部顧客への売上高	67,661

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、単一セグメントで構成されており、当セグメントにおいて「HR-Tech engage」「人財プラットフォーム」「国内」「海外」に収益を分解しております。

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容と、当履行義務を充足する通常の時点についての情報は、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に記載しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	6,415
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	5,975
契約資産（期首残高）	52
契約資産（期末残高）	42
契約負債（期首残高）	4,455
契約負債（期末残高）	4,768

契約資産は各種サービスから生じる未請求の対価に対する当社グループの権利であり、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該対価は、履行義務の充足時点もしくは契約期間開始時点から概ね2ヶ月以内に支払いを受けております。

契約負債は契約に基づいて顧客から受け取った前受金であり、当社グループが契約に基づき履行義務を充足するにつれて（もしくは充足した時点で）収益に振り替えられます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、4,419百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約及び履行したサービスに応じて請求する権利を有する金額で収益を認識する契約については、注記の対象に含めておりません。なお、当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 777円70銭

1株当たり当期純利益金額 102円38銭

(注) 株主資本において、自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

なお、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は2,308,822株であり、また、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は2,297,800株であります。

(企業結合等に関する注記)

事業分離

(関係会社株式の譲渡)

当社は、2023年7月24日開催の取締役会において、当社の連結子会社である英才網聯（北京）科技有限公司（以下、英才）の持分を譲渡することを決議いたしました。これに伴い、英才を連結の範囲から除外しております。

(1) 事業分離の概要

① 分離先の名称

陶 恵王京

② 分離した連結子会社の名称及び分離した事業の内容

・分離した連結子会社の名称：英才網聯（北京）科技有限公司

・分離した事業の内容：求人サイトの運営事業

③ 事業分離を行った主な理由

当社は、2006年7月に英才に出資し、連結子会社化いたしました。当初は、中国マーケットにおいて建築・不動産業界向け求人情報サイト運営による中長期的な連結業績への寄与や、当社事業とのシナジーを想定しておりましたが、事業環境の変化に伴い海外事業につきましては中長期的に成長が著しいインドとベトナムにリソースを集中する戦略基本方針の変更により英才持分の譲渡について検討を進めておりました。

この度、2027年3月期を最終年度とする5か年の中期経営計画達成に向け更なる当社グループにおける経営資源の選択と集中を推進し、事業運営の安定化を図ることを目的に、当社が保有する英才持分を全て譲渡することを決議いたしました。

④ 事業分離日

2023年7月24日

連結計算書類

- ⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項
受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

- ① 関係会社株式売却益の金額

111百万円

- ② 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産 353百万円

固定資産 24 //

資産合計 377百万円

流動負債 253百万円

負債合計 253百万円

- ③ 会計処理

譲渡株式の連結上の帳簿価額と株式売却価額との差額を特別利益の「関係会社株式売却益」に計上しております。

- (3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

当社グループは単一セグメントであり、人材サービス事業に含まれております。

- (4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

	当連結会計年度
売上高	376百万円
営業利益	59 //

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(注) 連結計算書類に掲記されている科目、その他の事項の金額は、百万円未満の金額を切り捨てて記載しております。

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

項目	金額	項目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	17,780	流動負債	10,297
現金及び預金	12,070	買掛金	136
売掛金	3,159	未払金	2,695
有価証券	2,000	未払費用	386
貯蔵品	23	未払法人税等	1,004
前払費用	515	前受金	4,275
その他	74	預り金	169
貸倒引当金	△63	前受収益	1
固定資産	25,322	賞与引当金	919
有形固定資産	104	役員賞与引当金	38
建物	80	その他	672
器具及び備品	23	固定負債	1,754
無形固定資産	7,027	長期未払金	1,045
商標権	20	株式給付引当金	535
ソフトウェア	6,349	資産除去債務	174
その他	658	負債合計	12,052
投資その他の資産	18,190	純資産の部	
投資有価証券	3,621	株主資本	30,407
関係会社株式	10,912	資本金	1,194
長期貸付金	1,842	資本剰余金	3,093
破産更生債権等	11	資本準備金	2,678
繰延税金資産	754	その他資本剰余金	415
その他	1,509	利益剰余金	41,111
貸倒引当金	△461	その他利益剰余金	41,111
資産合計	43,102	別途積立金	2,030
		繰越利益剰余金	39,081
		自己株式	△14,993
		評価・換算差額等	247
		その他有価証券評価差額金	247
		新株予約権	395
		純資産合計	31,050
		負債純資産合計	43,102

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	金	額
売上高		47,918
売上原価		4,508
売上総利益		43,409
販売費及び一般管理費		39,991
営業利益		3,418
営業外収益		218
営業外費用		249
経常利益		3,387
特別利益		
投資有価証券売却益	67	
関係会社株式売却益	98	
事業譲渡益	803	969
特別損失		
固定資産除却損	79	
投資有価証券評価損	54	
特別調査費用	295	429
税引前当期純利益		3,927
法人税、住民税及び事業税	1,023	
法人税等調整額	20	1,044
当期純利益		2,883

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,194	2,678	414	3,093	2,030	39,341	41,371	△10,880	34,779
当期変動額									
剰余金の配当						△3,143	△3,143		△3,143
当期純利益						2,883	2,883		2,883
自己株式の取得								△4,130	△4,130
自己株式の処分			0	0				17	18
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				-			-	-	-
当期変動額合計	-	-	0	0	-	△260	△260	△4,112	△4,372
当期末残高	1,194	2,678	415	3,093	2,030	39,081	41,111	△14,993	30,407

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高		140		35,133
当期変動額				
剰余金の配当				△3,143
当期純利益				2,883
自己株式の取得				△4,130
自己株式の処分				18
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	107	107	181	289
当期変動額合計	107	107	181	△4,083
当期末残高	247	247	395	31,050

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|----------------------------------|---|
| ① 満期保有目的の債券 | 償却原価法(定額法) |
| ② 子会社株式及び
関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ③ その他有価証券
市場価格のない株式等
以外のもの | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純
資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------|---|
| 貯 蔵 品 | 最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に
基づく簿価切下げの方法) |
|-------|---|

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
(リース資産を除く)
- 定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | | |
|--------|---|--------|
| 建 | 物 | 8年～25年 |
| 器具及び備品 | | 2年～20年 |
- また、2007年3月31日以前に取得したのものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
- (2) 無形固定資産
(リース資産を除く)
- 定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用）は、性質に応じて利用可能期間を5年と見込んでおります。
- (3) リース資産
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
- 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
- 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金
- 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- (4) 株式給付引当金
- 株式給付規則に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

① HR Tech engage

HR-Tech engageは、主に自社採用ホームページ制作等の無償サービスの提供に付随した採用支援ツールの利用により、顧客から利用料を得ております。採用支援ツールの利用については、契約に基づき当ツールの利用頻度に応じて請求をするものであるため、利用された時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

② 人財プラットフォーム

人財プラットフォームは、社員の中途採用の需要がある顧客に対して、当社グループが運営する求人サイトを利用して転職希望者を紹介する人材紹介サービスを提供することにより、顧客から紹介料を得ております。顧客への人材紹介については、転職希望者の入社を成立させる成果報酬型のサービスを提供するものであるため、転職希望者が入社をした時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

③ 国内求人サイト

国内求人サイトは、正社員・派遣社員等の採用需要がある顧客に対して、当社グループが運営する求人サイトへの広告掲載サービスを提供することにより、顧客から広告掲載料を得ております。求人サイトへの広告掲載については、契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、当該契約期間で按分して収益を認識しております。

④ 国内人材紹介

国内人材紹介は、社員の中途採用の需要がある顧客に対して、キャリアパートナーが転職希望者を紹介する人材紹介サービスを提供することにより、顧客から紹介料を得ております。顧客への人材紹介については、転職希望者の入社を成立させる成果報酬型のサービスを提供するものであるため、転職希望者が入社をした時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した会計上の見積りによる金額のうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

固定資産の評価

連結計算書類「連結注記表（重要な会計上の見積り）固定資産の評価」に記載した内容と同一であります。

計算書類

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	868百万円
2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
短期金銭債権	63百万円
長期金銭債権	1,840百万円
短期金銭債務	41百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	97百万円
売上原価	29百万円
販売費及び一般管理費	153百万円
営業取引以外の取引高	
営業外収益	124百万円
営業外費用	108百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末の 株式数
普 通 株 式	7,190,949株	1,717,372株	24,600株	8,883,721株
合 計	7,190,949株	1,717,372株	24,600株	8,883,721株

- (注) 1. 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数には、信託が保有する自社の株式が、それぞれ2,320,000株、2,297,800株含まれております。
2. 自己株式の増加は、取締役会決議に代わる書面決議に基づく自己株式の取得による増加及び単元未満株式の買取りによるものであります。
3. 自己株式の減少24,600株は、ストック・オプションの行使による減少2,400株及び株式給付規則に基づく株式給付信託が保有する株式の給付22,200株によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

関係会社株式評価損	422百万円
賞与引当金	293百万円
貸倒引当金	161百万円
未払事業税	63百万円
投資有価証券評価損	508百万円
株式給付引当金	163百万円
資産除去債務	53百万円
減価償却費	3百万円
その他	207百万円
繰延税金資産小計	1,876百万円
評価性引当額	△1,008百万円
繰延税金資産合計	867百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△109百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△3百万円
繰延税金負債合計	△113百万円
繰延税金資産の純額	754百万円

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	750円75銭
1株当たり当期純利益金額	70円35銭

(注) 株主資本において、自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

なお、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は2,308,822株であり、また、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は2,297,800株であります。

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は連結配当規制の適用会社であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(注) 計算書類に掲記されている科目、その他の事項の金額は、百万円未満の金額を切り捨てて記載しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

エン・ジャパン株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯川 喜雄
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松尾 絹代
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エン・ジャパン株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エン・ジャパン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

エン・ジャパン株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯川喜雄
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松尾絹代
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エン・ジャパン株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、不適切な会計処理が行われていたことが当事業年度に判明いたしましたが、監査等委員会においては、特別調査委員会の調査結果及び同委員会からの提言を踏まえた取締役の内部統制改善への取り組み及び会社の実施する再発防止策の実行状況を監視及び検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

エン・ジャパン株式会社 監査等委員会

監査等委員 井垣 太 介 ㊟

監査等委員 大 谷 直 樹 ㊟

監査等委員 石 川 俊 彦 ㊟

(注)監査等委員井垣太介、大谷直樹及び石川俊彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図



東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

新宿アイランドタワー 35階 エン・ジャパン株式会社 セミナールーム

会場

TEL : 0120-998-930



交通機関

丸ノ内線

西新宿駅 直結

都営大江戸線

都庁前駅 より住友ビル方面へ徒歩8分

JR線、私鉄、地下鉄線

新宿駅 西口 より徒歩10分



ご注意事項

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT